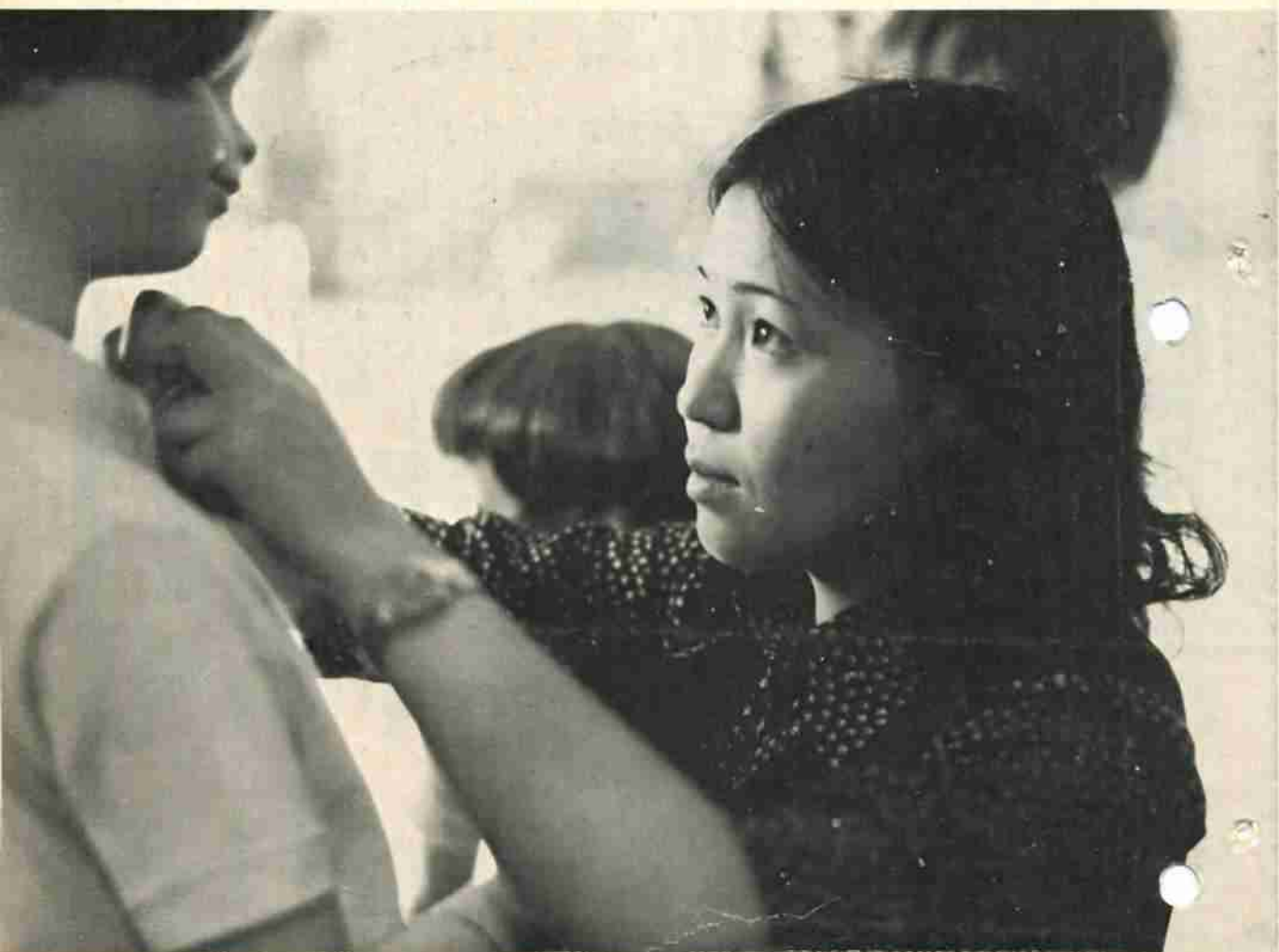



 広島報

# のほりべつ



## 私は商品の演出家

日ごとに暑さを覚え、パラソルなどでいろどられたにぎやかな商店街を散歩する。そんな中に、きれいな洋品店が目がひかれる。

美しく落ち着いた感じの店内、触れてみたくくなるような夏の装いの数々。そこには、一つ一つ丁寧に陳列する若いインテリアデザイナーの努力がある。

店内に入り易く、また、視しみのもてるように展示するなど、限られた空間を最大限に生かすテクニックが、ここに発揮されています。市内には、洋品店などの衣料品店が34軒、ここで働く従業員は133人です。商業デザインの通信教育を受けながら、職場で実践しているという彼女たちは、発展する登別に欠くことのできない大きな力となることでしょう。

若  
群  
像



**7** 月号  
1973 No. 165

# 公害防止条例など原案可決

昭和四十八年第二回定例市議会は、六月十二日から十五日までの四日間ひらかれました。十二日は、社会文教常任委員会に付記されていた登別市公害防止条例案の審査結果報告と、その他の報告十件、議案十件を上程説明。十三日は、五人の議員からの一般質問が行なわれ、十五日は、付託議案の委員会の審査結果報告と追加議案一件が提出され、質疑、討論の結果、全議案が原案通り可決されました。主な内容をお知らせいたします。

## 土地の買い占め抑制

### 「特別土地保有税」——新設

税法の改正によって、みなさんに密接な市税の減税と、新たに設けられた「特別土地保有税」のあらましをこ紹介しましょう。

### 市民税などが減税

税法の一部改正によって、市税の減税措置がおこなわれました。市民税については、すでにこ承知のとおり、基礎控除などの諸控除額の引上げと税率の改正がおこなわれ、固定資産税(土地分)では、課税標準額の算出方法が変更し、昭和五十年年度以降は、評価額が課税標準額となるなど、免税点についても土地は十五万円(四十七年度八万円)、家屋は八万円(現行五万円)償却資産が百万円(四十七年度三十万円)にそれぞれ引上げられました。

また、電気ガス税も、税率が七%から六%に引下げられ、免税点は、電気にあつては、八百円から千円に、ガスにあつては、千六百円から二千円に引上げられました。

最近、土地に対する投機的取引が活発で、地価が著しく高騰の傾向にありわたたくしたちがマイホームを建設したくても、土地の確保が容易でない状態になっており、この土地問題の解決が緊急な社会問題となっています。

これに対処するため、土地の買い占め抑制と、土地供給の促進を図ることを目的に、「特別土地保有税」が新設されました。

この税は、次の二つの税から成り立っています。

●土地の所有に対し課税する部分(以下「保有税」という)

●土地の取得に対し課税する部分(以下「取得税」という)

保有税は、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地について昭和四十九年度以降、毎年一月一日現在の所有者に課税されます。この保有税の税率は、十一月二日に所有する土地の取得価額の

合計額に対し百分の一・四が課税になりますが、そのうちから固定資産税を控除した額を納入していただくことになっています。

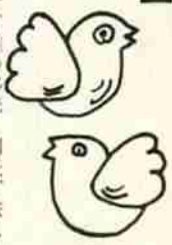
取得税は、毎年一月一日または七月一日の前一年に取得した土地の取得価額の合計額に対し、百分の三が課税になりますが、この場合も、すでに支払った不動産取得税相当額を控除した額を納入していただくことになっています。

### 免税点・非課税基準

免税点・非課税基準は次のとおりとなっています。

免税点(基準面積)は、登別市では五千平方メートル(約二・五〇〇坪)以内の場合は免税になります。

非課税基準は、国や地方公共団体が購入した土地、農林業の経営規模の拡大、工場の地方分散など国の施策などに適合する土地、形



式的な所有権の移転(相続、法人の合併など)にかかると土地などは課税の対象にはなりません。

納税義務者は、保有税については、毎年一月一日現在、五千平方メートル以上の土地を有する者。

取得税にあつては、毎年一月一日または、七月一日の前一年以内に五千平方メートル以上の土地を取得した者とされています。

### 納付方法は

納税義務者の申告納付の方法によることとされており、保有税は五月三十一日まで、取得税は(一月一日の前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者)その年の二月末日。

また、七月二日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者はその年の八月三十一日までに申告納付をすることになっています。

この新税の適用期日は、保有税については、昭和四十九年度から取得税については、昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用されます。

以上が、土地税制にともなう税法改正のおもな点ですが、くわしくは、市税課税課までお問い合わせください。

### くみとり料のアップ分を市が負担

業者から値上げの要請が出ていたし尿くみとり手数料は、各家庭の料金は現行どおりとし、アップ分を市が負担することになりました。

し尿くみとり料金は、現在三十六円当たり四十円で、このうち市が十四円、業者が二十六円を手数料として受け取っていますが、人件費などの経費増を理由として業者から市に対し、手数料値上げの要請が出ていました。

市では、料金そのものを値上げするのは各家庭への影響が大きいため、現行料金の四十円は変更せず、業者の受け取る手数料を三十六円に、市は十四円減らして四円にすることに、六月一日にさかのぼって実施することになりました。

### 飼犬の管理強化



畜犬および野犬による人畜への危害防止を強化するために、条例の一部が改正されました。

主な内容は、

①犬舎を清潔に保つよう義務づけ  
た。

②番犬がいる旨の表示を義務づけ  
た。

③被害、加害の届け出を義務づけ  
た。

④番犬であっても、けい留されて  
いない犬は、掃とうすることが  
できる(掃とう期間中)

⑤罰則規定が強化された。

の五点です。特に④は、いまま  
で番犬であることがあきらかな場  
合、掃とうの対象とならなかつた  
のを、放し飼いになっていいる犬は  
すべて掃とうの対象となり、殺処  
分することによって、危害の防止  
を図ることになりました。

改善措置命令に違反した場合は  
一万円以下の罰金等の罰則が適用  
されます。

この条例は、八月一日から実施  
されますので番犬飼育者は、充分  
にご注意ください。

### 養護老人ホームなどに 予算追加

予算の追加補正がおこなわれま  
した。一般会計では、歳入歳出予  
算の総額にそれぞれ七千八百二十  
四万六千円を追加、三十五億六千  
三百二十四万六千円としました。

おもな歳出予算の補正は、

庁舎増築関係 一四、六七六千円  
養護老人ホーム建設関係  
一一二、一一二千円

し尿くみとり手数料

五、〇四二千円

紅葉ヶ丘治山等に二、六七四千円

栽培漁業振興 四〇〇千円

市道維持補修 一、三二八千円

地籍調査と自衛隊前排水路事業  
一、一〇四千円



給食会計への繰出、四  
七六千円。教材備品、西  
小プール浄化装置、パッ  
クネット、若草小プール  
新設、遠距離通学費助成  
など小学校費に六、五二  
七千円。親別第二中学校  
敷地購入、教材備品、パ  
ックネット、遠距離通学  
費助成など中学校費に二  
〇、八七五千円、社会教  
育費に八五〇千円。

親光事業特別会計では、  
オロフレ荘の暖房機設置  
に二、三〇〇千円。

学校給食事業会計には、  
給食センター施設整備に  
一、三四五千円を追加補  
正しました。

### 市長、議長が海外視察

ヨーロッパの温泉事業と観光事  
業の視察研修のため、高田市長は  
八月二十八日から九月十五日までの  
十九日間、ヨーロッパ五か国(ド  
イツ、スイス、フランス、イタリ  
ー、イギリス)を研修することに  
なりました。

なお、市長の不在中は、助役田  
村仙一郎が職務を代理します。

また、議会議長、室 久吉、議  
会議員、志賀 裕の両名も、カナ  
ダ・アメリカの自治体運営、都市  
経営の実態を調査し、くるため、  
八月十九日から九月四日までの十  
七日間海外研修します。

### 一般質問



定例市議会の十三日、市政につ  
いて五名の議員から、一般質問が  
おこなわれました。

おもな内容をお知らせします。

質問のおもなものは、

- ・乳幼児の医療無料化の早期実施
- ・登別海域の水質汚染
- ・建設資材の高騰による財源対策
- ◎水銀汚染に対する対策

これに対する市長の答弁の要旨  
はつぎのとおりです。

◎室蘭市と連絡を取りながら医師  
会と話し合いを続け、早急に実現  
できるよう努力する。

◎登別海域の汚染については、そ  
の防止に積極的に取り組む必要が  
ある。水質、大気の汚染防止は、  
都道府県、政令都市があたつてお  
り、苫小牧、白老、室蘭が指定海  
域になっているが、登別は指定を  
受けていない。しかし市では特に  
調査をおねがいし、その結果、今  
まで特に問題となるデータは出て  
いない。市には工場への立ち入り  
権がないが、関係機関の協力に対  
策に万全を期す。

◎建設資材の高騰で、二億一千二百  
四十二万円の追加財源が必要だが  
手持ち財源や、教育施設費の支払  
い繰り延べなどで当初計画通り全  
工事を完全に実施したい。

◎北海道曹達は、二十八年から約  
六十五、の水銀を使い、その後毎  
年百、から百四十、の水銀を補充  
している。未回収分もいくらかあ  
ると思うが、四十一年以降の、国  
道の調査では河川への排出は認め  
られていない。人体への影響もな  
いという結果です。

なお、今回小選挙区制に反対す  
る決議案が出され、賛成多数によ  
り決議されました。



公害のない緑と空気が太陽のいっぱいある、理想都市実現のため登別市に公害防止条例が制定されました。

全道では十番目の制定です。

本条例には、前文をつけ、市民が健康で文化的な生活を営む権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本に、条例制定の目的を明確にしています。

この条例は、将来の登別市の街づくりを考え、実態に即した公害防止の施策を進めていくうえで、基本となるものです。

条例は、七月一日に公布されま

したが、第一章総則、第二章市長の行なう公害防止施策等、第四章公害対策審議会の各章は、公布の日から施行されますが、第三章公害防止に関する規制等、第五章雑則、第六章罰則の各章は、公布の日から六カ月以内に規則で定められた日から通用されます。

そこで、市ではこの条例を施行するうえで、細かいとり決めを作るために、規制方法などを検討中です。

それでは、六章五六カ条から成り立っている条例が、どのような内容か、そのおもな点をお知らせします。

### 公害とは

ひとくちに公害といっても、それがどのような状態を指すのかをはつきり決めておくことが大切で、第三条の定義の項で、次のように決めています。

事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭およびその他によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることを「公害」と決めています。

公害問題はきわめて流動的であることから、「その他」の公害現象を入れて今後発生が予測される公害に対しても前向きに対処することとしております。

また、ここでいう生活環境とは人の生活に密接に関係のある財産

## 事業者と市の責任と義務

事業者と市が、それぞれの立場で公害防止に努めるよう、その責任で義務を具体的にしています。

### 事業者の責任と義務

●事業活動に伴って生ずる、公害防止に必要な措置を講じなければなりません。

●市、その他の行政機関が行なう公害防止に関する施策に協力しなければなりません。

●物の製造、加工などに際して、その製品が使用されたり、廃棄物として処理される場合、公害を発生させないように努めなければなりません。

●公害防止に対しては、法律や道及び市の条例に定められた基準を守ることはもちろんですが、それ以上に最大限の努力をしなければなりません。

●事業所はもちろん、その周辺もきれいな環境を保つようにし、公害防止に努めなければなりません。

●工場または事業場から発生した公害で被害が生じたときは、その被害に対して事業者は、責任をとらなければなりません。

### 市の責任と義務

市民の健康を保護し、快適な生活営むための生活環境を保全す

動植物とその生育環境をいい、その他の自然環境も含めています。

## 公害防止に関する規制

そのため、登別市の実態に即した公害防止に関する施策を計画し、実施しなければなりません。

### その具体的な施策として

●調査、研究などの体制を整備し公害の発生を監視すると共に、状況の把握に努めます。

●公害に関する知識の普及や公害防止の認識を啓蒙するほか、公害についての苦情処理を行ないます。

●事業活動に伴って公害が発生したときは、直ちに防止、防除に必要な措置を講じます。

●市が都市計画に関連する事業を進めるときは、都市計画の側から

## 公害防止に関する規制

公害を防止するためには、公害現象に対するきびしい規制や基準が必要です。

条例では、公害防止の規制対象を①特定施設②生活障害行為③土

壌の汚染、地盤の沈下及び産業廃棄物等の処理の三つに分け、それぞれについて規制を定めています。

●特定施設に対する規制  
公害防止のものさしとなる基準には環境基準と規制基準がありま

す。

●環境基準は、ここまではきれいに保ちここの汚染は許されな

だけでなく、公害防止の面についても必要な措置を講じます。

●公害防止のため特に必要と認めるときは、工場または事業場などの設置者と「公害防止協定」を結びます。

公害防止協定は、法令等の規則を補ないよりよい生活環境を保つため、法令等に定められた基準よりきびしい内容で、工場等と市が公害防止の協定を結ぶものです。

●中小企業者に対し、公害防止施設の設置や改善に必要な資金のあっせん、または助成、技術的な助言を行ないます。

●公害は、隣接の市町にも関係があるので、それらの市町と連絡をとり、広域的な公害防止をはかります。

いという基準のことで、人の健康を保護し、および生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準とされ達成目標となるものです。

●規制基準は直接に工場、事業場などの発生源に対する、ばい煙や排水、騒音の発生を規制するもので遵守義務が課せられているものです。

●特定施設とは、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・廃液・騒音・振動・悪臭を排出し、または発生する施設であって規則で定めるも

豊かな緑

## 公害のない街づくりのために

### 公害防止条例制定

海



のをいいます。この施設をもって  
いる又は新設しようとする事業者  
は、必ず市に届け出をしなければ  
なりません。

施設の新設や届け出をした施設  
の内容を変更する場合は、その届  
け出を市が受理してから二十日を  
経過しないと、工事や使用ができ  
ません。市では、この間に届け出  
の内容を審査して、基準以内に防  
止措置がとられているときは、経  
過期間を短縮することができます。

しかし、基準をこえていたり基  
準をこえる恐れがあるときは、施  
設の構造や使用方法等の計画の変  
更または廃止を命ずることができ  
ます。また、すでに使用している  
施設についても基準をこえていた  
り、その恐れがあるときは、改善  
命令、使用停止または一時停止を  
命ずることができま

**生活障害行為に対する規制**

生活障害行為とは、人の健全か  
つ正常な日常生活及び生活環境に  
障害をあたえ、もしくは著しい不  
便、不快等の支障を及ぼす行為で

あって、厳密には公害といえない  
がそれによって他人が迷惑をこう  
むっているものをいいます。

これらは、公害としての規制基  
準を当てはめにくいものが多いと  
りますが、この条例の特色の一つ  
としてこうした問題についても適  
切に指導できるようにしています。

**規制の対象としては**

●塗装作業を行なう事業者等は気  
象状況及び付近の環境状況等を考  
え、悪臭等の被害が出ないように  
努めなければなりません。

●畜舎の環境整備と衛生的な管理  
を行なうとともに、汚水、汚物の  
処理については適切な措置を講じ  
悪臭やその他の公害を発生させな  
いようにしなければなりません。

●住居地域において、ゴム・合成  
樹脂・廃油・魚粕・塵芥等は、煙  
・粉じん・有害ガス・悪臭を発生  
するようものを屋外で多量に燃  
焼させてはなりません。

●農薬を使用するときは、水質の  
汚濁・土壌の汚染などの公害を発  
生させないようにすると共に、保

管々に理に万全を期さなければなら  
ません。

●工場及び事業場、または漁業者  
(水産加工業者を含む)は、人の  
健康や水産動植物に被害が生ずる  
ような汚水、有害物質を排水して  
海洋を汚染させてはなりません。

●夜十時から翌朝六時までの間に  
は、特に必要以上の音量を発生さ  
せてはいけません。

●商業宣伝そのほか営業の目的で  
拡声機を使用する放送は、学校・  
病院など特に静穏を必要とする施  
設のある地域で、規則で定める基  
準をこえて音量を発生させてはな  
りません。

●自動車の排気ガスや騒音の低減  
をはかるために、必要な整備や適  
正な運転を行ない、公害防止に努  
めなければなりません。

●土壌の汚染・地盤の沈下及び  
産業廃棄物等の処理に対する  
規制

●工場または事業場は、カドミウ  
ムやその他の人の健康を阻害する物  
質を含むものを排出または飛散さ  
せて土壌を汚染させてはなりません。

●地下水を採取する工場や事業場  
は、大量採取に伴う地下水の低  
下や地盤の沈下を防止すると共に  
振動発生施設のある工場や事業場  
は、周辺の生活環境をそこなうこ  
とのないように努めなければなら  
ません。

●事業活動に伴って生じた廃棄物

は、工場または事業場が自らの責  
任において、適切に処理し、物の製  
造、加工などに際しては、その製  
品が使用されたり廃棄物として処

理されるときは、その処理が困難  
とならないようにしなければなら  
ません。

**予想しない公害にも対処**

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染  
騒音、振動、地盤の沈下、悪臭の  
公害現象は、すでに認識されてい  
るものですが、科学や産業の発展  
に伴って今後いかなる物質や作用  
によって、環境上の障害が起こる  
かは測り知ることができません。

条例では、このような事態にな  
ったときは直ちに対処できるよう  
に条文に定めています。

**市民の協力が必要**  
条例では、公害防止に対する事  
業者及び市の責任と義務を明らか  
にしたほか、特定施設などに対し  
公害の未然防止をはかるための規  
制を定めています。また市民の  
公害防止に対する協力も求めてい  
ます。

市長その他の行政機関が実施す  
る公害防止に関する施策に協力し  
てもらうほか、公害を発生させな  
いように努めてもらいます。

このほか、条例で定めている主  
な事は次のとおりです。

**立入検査**  
市では、公害防止に関する検査  
のため、特定工場等に立ち入り特  
定施設やその他の物件を検査する  
ことができます。

**違反者の公表**

規制基準をこえてはい煙等を排  
出、又は発生させていると認めら  
れる特定施設等については、施設  
の改善命令又は使用停止を命ずる  
が、命令に違反した場合には公表  
します。

**被害者の救済**  
工場又は事業場が、公害を発生  
させたときは損害賠償の責任を負  
わなければならないが、公害の発  
生原因が不明で、発生させた事業  
者が明らかでない公害の被害者の  
救済は、市が発行する公害対策審  
議会の意見をきき万全の対策を講ず  
ることとしています。

**公害対策審議会**  
公害対策に関する基本的な事項  
を調査、審議してもらうため、市  
長の諮問機関として、「公害対策審  
議会」を設置します。

**罰金**  
条例に違反したときの罰則規定  
があります。

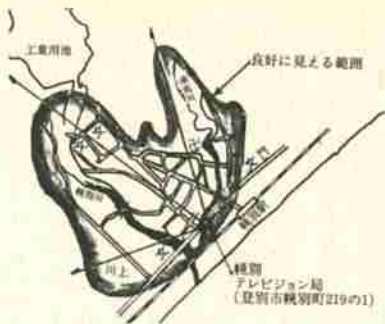
この罰則は、市の条例としては  
もっともきびしいもので、最高は  
十万円以下の罰金、最低でも三万  
円以下となっています。特に、公  
害発生行為者だけではなく、その  
事業者に対しても罰する「両罰  
規定」が設けられています。

規定」が設けられています。

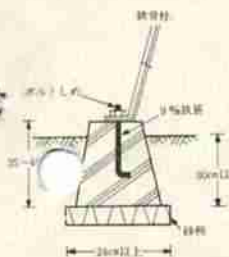
# 幌別にNHKテレビ開局

NHKでは、皆様からご要望のありましたテレビ難視地区に五月十五日開局の予定でセテライト局を設置することになり、川上来馬地区など約三千八百のご家庭で良好な映像で楽しめることとなります。なお、受信方法は

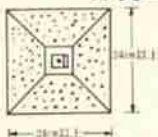
- 西公園から東方向の家庭では、現在使用のUHF受信用アンテナで、総合五二、教育五〇チャンネルに合わせてください。
- 川上方向の家庭では、室蘭からの電波と逆方向となりますので方向調整かアンテナの新設をお奨めいたします。(NHK室蘭放送局より)



## 基礎部分(断面図)



## 基礎上面図



- 地盤面下30cm以上掘ること(凍結防止)
- 自重・風圧力・地震力を含めたコンクリート
- 基礎は24cm角以上とすること。

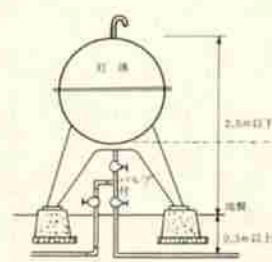
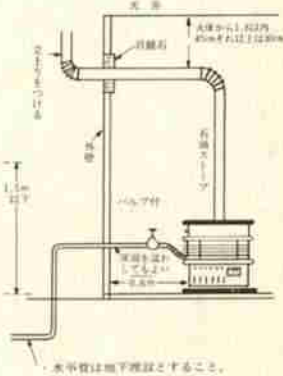
## 設置例

## ホームタンクの取り付けは正しく

最近一般家庭などでは、燃料を貯蔵するホームタンクが普及しています。

現在のホームタンクは、地上に取り付ける方法が一般にまちいられておりますが、地震、凍結などにより転倒し、災害発生の恐れもあります。

今後新たに設置する場合、または、取り替をする時などには、かならず次の図のようにし、災害を未然に防ぎましょう。また、現在使用されているものでも、つとめてこのように改善して下さい。



- タンクの鉄板厚は2mm以上
- 溶接部・溶接口を設けること
- 水抜きを設けること
- 配管は金属管とすること
- 配管の接続は溶接部分でない、必ずバルブをつけること

## 行政相談委員の紹介

行政管理庁から、高野定治氏が行政相談委員として委嘱発令になりました。

この行政相談委員という仕事は

- 交通、恩給、年金、登記、国税、保険、生活保護、農地、環境衛生、郵便、道路、公営住宅、河川、公害など、また
- 国鉄、電々、専売、公団、公庫などについて、「テキパキやってもらえない」「不親切なめにあつた」「どうしてよいかわからない」「どうにかしてもらいたい」「こうすればよいと思う」など、役所のことで、苦情、意見を住民のかたがたから受けることです。



苦情、意見のあるかたは、どんな小さなことでも行政相談委員にご相談ください。親身になってお世話してくれます。

直接、口頭で申し出られるのがよいのですが、簡単なものは「電話」でも、また「手紙」でもかまいません。

(市内来馬町七九の一〇(電)五二二六四 商業)

## 暮しのしおり



学校は二五日ごろから夏期休暇にはいります。夏休みになったら……ご家庭ではいろいろたのしいプランを立てて……その前にお子さんたちが学校から持って帰るお知らせなどをよくこらんに立て、それに合わせてプランを立てても遅くはありません。

これから長いお休みにはいる前にお母さんは、お子さんに病気になるないように健康に気を付けて、規則正しい毎日を過ごすように気を配るとともにお子さんにも約束させましょう。

夏休みをたのしく過ごすためには、まず、からだを丈夫にすることです。それが学校に夏休みのある一番たいせつな理由であり目的でもあります。

夏休みにはいつたら、治療に時間のかかる眼、鼻、耳や歯、それにへんとうせんの手術など病院に通わせるチャンスです。せっかくの夏休みに病院通いではかわいそうだと放っておくことこそかわいそうです。また、海や山での事故や、交通事故にもじゅうぶんに注意して、たのしい夏休みを過ごしましょう。



### 樹令150年の紅ばらツツジを寄贈

室蘭グリーンガーデン（代表牧野勉）が六月八日、樹令百五〇年以上、時価五十万円相当の紅ばらツツジを、室蘭民報社を通じて市に寄贈されました。

ツツジは、さっそく市役所前庭に植えられましたが、来年の開花シーズンには見事な花をつけて、多くの市民から親しまれることでしょう。



### 登別ロータリークラブがテントを寄贈

六月二十二日、登別ロータリークラブ（会長桜井弘）は、これからのボーイスカウトの活発な活動を願って、ボーイスカウト登別第一団に対し、フライテントの寄贈がありました。アメリカでは、千人当り三十人のボーイスカウトが活動しているが、日本では一・八人で少ない。

また、来年千歳市で開かれるジャンボリーのためにも、今後のボーイスカウト登別第一団の活躍が大いに期待されることです。



## 名所が誕生しました

### 知里真志保の碑建立

登別が生んだ天才アイヌ学者、知里真志保氏（昭和三十六年没五十二歳）の、幾多の功績を讃え、郷土の誇りを永く残そうと、多くの方々の協力によって、市内登別町の和光園ホテル裏に、知里真志保の碑が建立されました。付近は、彼の生前言いのこしたことは、海の見える川のある丘に住みたいと言っていたところ、少年時代の思い出の多いところで大変眺めの良い場所です。

登別にまた、名所が誕生しました。

### 市の人口

5月末現在

総人口	48,860 (80増)
男	24,468 (71増)
女	24,392 (9増)
世帯数	14,222 (102増)

( )内は先月との増減



## 夏休み中の子どもを

## 交通事故から守ろう

### 図書館コーナー

- 図書館の利用は無料
- 開館時間  
火曜日土曜日(十時～十八時)
- 日曜(十時～十五時)
- 休館日  
月曜、国民の祝日、月末、年末、年始
- 貸出し期間は十日間
- 返本は必ずカウンターへ
- 靴の泥は落としましょう

### 幼児期の読書の価値

読書は想像力を育てます  
本来、こどもは、空想し想像す

### ソフトになりつつある

#### 現代人

アメリカの故ケネディ大統領がいみじくも指摘したように、アメリカの青少年はソフトになっていく。と同じように、日本の青少年も軟弱になっている。ことはないでしょうが、肥満児の問題がよく言われますが、これも一面では運動不足の結果なのです。栄養状態ばかりよくなっても、それを消費する手段を考えなければ、ぶくぶく太り出すのは当然のことでしょう。大いに栄養をとり、そして、とり入れるばかりでなく、それを消費すること、運動することによ

ることが好きです。想像することは、現実を土台として、こうありたい、こうなりたいという人間としての基本的欲求と表裏の関係にあり、想像力は人間発展のエネルギーとなるものです。動物や植物ときには、科学的生命をもたぬ器物ですら、幼児にとっては「自由におしゃべりしたり、人間のことがわかるもの」であり、トラックや機関車が感情をもち、意志を持つことの不合理的も、幼児の豊かな想像力の中では調和のとれた夢となりうるのです。すぐれた絵本は、こどもの夢を拡大し、空想したり想像することの楽しさをたっぷりと与えてくれます。



読書は認識を確かにします。絵本を見ていた幼児が、自分の知っているものに出会うと大喜び

でそれを指さし、その名前を呼びます。自分の経験したこと、具体的な体験の中に接触のあった物事を絵本の中に発見し、幼児はその認識を、新しいイメージを加えながら確かなものに割りあけるので

経験との再会は、認識の拡大に役立ちます。

● 寄贈ありがとうございました  
北口義雄(親別町)

● 図書館利用状況(五月末現在)  
登録者数 一千八七三人  
貸出冊数 八千四〇二冊  
入館者数 一万四一八人

物であるべき人間を静物へとおいやることになってしまっているのではないだろうか。

水や空気の汚染をなくし、騒音を除去するなど、健康的な環境をつくり出してゆくことも、もちろん大切なことです。それとともに私たち人間が、本来動物であるべき自然の姿に立ちかえる努力、すなわち、運動の機会が減少しつつある現代社会の中にあつて、積極的に運動をする機会を自らがつくりだしてゆく努力をしてゆくことが、もう一方では非常に大切なことではないでしょうか。今こそふえつつある余暇時間の中に、減少しつつある運動の機会をとりもど

す工夫をこそ、幼児から老年にいたるまで考えなければならぬ時代になっていくということができるといえるでしょう。

かつて、フランスの思想家デカルトは「我思う故に我あり」と言いましたが、アメリカの運動生理学者、カルポビッチは「我動く故に我あり」と言いかえて、運動することは、人の生活にとって不可欠のものだと言っています。

そこで、次号から、私たちの毎日と生活の中に、どのようにして運動を組み入れてゆけばよいか、また、その方法について、具体的に考えてゆ

### 市民の声



▼ 近くに子犬も含めて十二、三匹の野犬が住みついていて。夜になつても五、六匹の親犬がうろつき非常に物騒なので、ぜひ捕獲してほしい。(米馬町六七 中島洋子さん)

▽ 調査したところ、申し出のとおり、付近の物置の床下に子犬がいて、さらに、放し飼いの畜犬も見られたので再三パトロールを続けました。

しかし、床下に逃げられて捕獲がしなかつたため、薬物による掃とつを実施し、処分しました。

(衛生課衛生係)

▼ 公営住宅の入居で、普通は入れない給料の高い人でも、市議会議員の口聞きで入居できたと聞いている。理事者は「存知なのでしゅうか。」

(一市民)

▽ 入居者を決めるときの収入は申込書に添付されている給与証明、源泉徴収票によって、裏付調査をします。その結果、法で規定されている入居資格の収入基準額にあてはまる方だけを、入居者として決定しています。

収入基準額を超過している方には、入居を許可していません。

(建築課住宅係)

### 体力づくり

の機会をそれぞれが工夫しなければ太りすぎになつたり、ムにばかりやすい体に自らを追い込み動



# のぼりべつ おしらせ

発行 48. 7. 15 No.32

自然を愛し力をあわせて  
緑と空気と太陽のいっばいある  
きれいなまちをつくりましょう

## 登別市民憲章



### 『のぼりべつ文芸』誌 第二号の原稿募集

登別文芸誌編集委員会では、次の要領により、文芸誌の原稿募集をすることになりましたので、多数応募ください。

▽応募資格 市内に居住する一般住民（高校生以上）

（募集作品）  
創作・評論

主題形式は自由四〇〇字詰原稿用紙を使用一人一編で五十枚以内

○随筆  
主題形式は自由四〇〇字詰原稿用紙を使用一人一編で十枚以内

○詩  
主題形式は自由四〇〇字詰原稿用紙を使用一人三編以内で一編につき五十行以内

○俳句  
官製ハガキを使用、一人五句以内

### ○川柳

官製ハガキを使用、一人五句以内

### ○短歌

官製ハガキを使用、一人五首以内

▽締切日 昭和四十八年九月十日

▽作品の送り先

登別市来馬町二六六

登別市教育委員会内

登別文芸誌編集委員会宛

応募原稿には住所・氏名・年令を明記する

ペンネーム使用の場合

合であっても必ず本名を併記してください。

▽選考 登別文芸誌編集委員会が行ない、「のぼりべつ文芸」誌に作品が掲載された方には同誌を贈呈いたします（十一月中旬刊行予定）

▽問い合わせ 市教委社会教育係（電話五一五六六三）にお願いします。

▽その他 応募作品は一切返却しません。文芸誌を希望する方には、実費で頒布いたします。

### 富浦霊苑墓地の 貸付を受付けます

富浦霊苑自由墓地の貸付け申込

みを、次のように受け付けます。

受け付け、以降は、常時、市衛生課または近くの支所で取扱いをします。

▽受付および日時

七月二十五日（水）午前九時から午後零時まで。

▽受付場所

登別市富浦町（富浦霊苑墓地内）、雨天の場合、登別市火葬場待合室。

▽受付は申込順による

▽貸付価格 別紙

▽その他

お申し込みの際は、次の貸付価格表の料金及び印鑑を持参ください。

貸付価格表

区分	面積	貸付料	清掃手数料	合計
1 等	12 平方メートル	90,000 円	24,000 円	114,000 円
2 等	9 "	54,000 "	18,000 "	72,000 "
3 等	6 "	27,000 "	12,000 "	39,000 "
4 等	4 "	14,000 "	8,000 "	22,000 "

### 「花火の遊びかた」 花火を楽しく



今年も夏を迎え花火のシーズンとなりましたが、子どもたちの旺盛な好奇心、あくなき探求心により危険な方向へむかうことがありますので、子どもたちに次のことを注意し、シーズン中に事故が起らないようにしましょう。

★花火に書いてある遊び方をよく読んで、かならずまもらせましょう。

★花火を人や家に向けたり、もえやすい物のある場所では遊ばせないようにしましょう。

★大人もいっしょに遊びましょう

★風の強い日は、花火遊びはやめさせてください。

★たくさん花火に一度に火をつけては危険です。

★花火をポケットに入れては危険です。

★吹出しもの、打上げものなど筒物花火は途中で火が消えてものぞいては危険です。

★花火をほじくって遊ぶことは危険です。

★花火遊びをするときは、かならず水を用意しましょう。

例年実施しているレントゲン検診において発見される新発生患者は100名近くにもおほり  
ます。市では、市民の皆様無料でレントゲンを受けられるよう検診車により市内巡回して  
おります。今年も次の日程によりレントゲン検診を実施いたしますので、対象者はもれなく受診  
してください。また、なんらかの都合により受診できない方は、9月中旬に第2次検診を行な  
いますので、ご承知おき願います。

※対象者

・15才以上の者で、学校、会社で受診していない人、受診の予定のない人

・無職者  
・主婦及び老人

所要時間	場所	実施日	地区	時間	所要時間	場所
0	ゴトウ美容室前	8. 7	千歳	10:00~10:30	30	ソーダ社宅売店前
0	恵和園前			10:40~11:10	30	給食センター前
0	鷺別支所前			11:15~12:00	45	吉田商店前
0	富士見寮前		来馬	13:00~13:40	40	渡辺クリーニング店前
0	富士工業社宅			13:45~14:25	40	ときわ菓子店前
0	富士工業社宅			14:35~15:15	40	布谷商店前
0	玉田商店前			15:20~16:00	40	加藤商店前
0	網野商店前					
0	富浜児童館前	8. 8	来馬	10:00~10:35	35	旧小片商店前
0	外崎宅前			10:40~11:20	40	安藤商店前
0	鹿野組事務所前		幌別	11:25~12:05	40	みとや旅館横
0	高橋商店前		来馬	13:00~13:40	40	吉田くつ店前
0	白川商店前		幌別	13:45~14:25	40	北電営業所前
5	久保薬局前		来馬	14:30~15:30	60	銀座通り
0	産振アパート前	8. 9	上鷺別	15:35~16:00	25	中畑木工場横
5	桜木公園			10:00~10:50	50	ひまわり園前
0	佐々木商店前		鷺別	11:00~12:00	60	鷺別支所前
5	高岸商店前		温泉	13:00~13:40	40	登別温泉支所前
0	富永商店前		登別	14:00~14:45	45	登別支所前
0	橋本商店前		来馬	15:00~16:00	60	中央公民館前
0	プレハブ西崎宅前					
0	ダンデー美容室					
0	親子地藏附近					
0	ホームストア前					

# レントゲン車が

## あなたのそばに!!

実施日	地区	時間	所要時間	場所	実施日	地区	時間	所要時間	
7.27	登別 温泉	10:00~10:30	30	ホテル万世閣横	8.1	登別	13:00~13:40	40	
		10:35~11:25	50	徳間ビュ-ホテル前			13:45~14:25	40	
		11:30~12:00	30	長谷川旅館横			14:30~15:30	60	
	中登別	13:00~13:30	30	藤沢商店横	8.2	登別	10:00~10:40	40	
	登別	13:40~14:10	30	牧口商店前			10:45~11:15	30	
	登別	14:15~15:00	45	登別支所前		富岸	11:25~11:55	30	
登別	15:05~16:00	55	登別保育所前	登別		13:00~13:30	30		
登別	9:30~10:10	40	道コン住宅内	登別		13:35~14:15	40		
登別	10:15~10:45	30	旧のんき食道前	登別		14:25~15:05	40		
7.30	富浦	10:55~11:35	40	富浦公住	8.3	富岸	10:00~10:30	30	
	幌別	11:45~12:15	30	小原ラーメン工場前		富岸	10:35~11:20	40	
		幌別	13:00~13:40	40		中谷組前	富岸	11:25~12:00	30
		幌別	13:45~14:35	50		幌別生活館前	川上	13:00~13:20	20
	幌別	14:40~15:20	40	北登運輸横		川上	13:25~14:10	40	
	幌別	15:25~16:00	30	山田商店前		来馬	14:20~15:00	40	
来馬	15:05~16:00	55		来馬	15:05~16:00	55			
7.31	上登別 地区	10:00~10:20	20	千代台団地前	8.6	幌別	10:00~10:40	40	
		10:30~11:00	30	優和園			幌別	10:45~11:15	30
		11:05~11:45	40	伊藤電機店横			幌別	11:20~12:00	40
		12:50~13:40	50	藤田米穀店前			来馬	13:00~13:30	30
		13:45~14:35	50	ひまわり園前			来馬	13:35~14:15	40
		14:40~15:20	40	内田商店前			来馬	14:20~15:20	60
		15:25~16:00	35	伊藤弓蔵宅前					
8.1	登別	9:30~10:20	50	登別郵便局前					
		10:25~11:05	40	登別文化幼稚園前					
		11:10~11:50	40	木村美容院前					

### 無料血液型判定と街頭献血に「協力」を!!

「血液の代用品はない」  
医学の進んだ今日でも血液を化学的に作ることは不可能なことです。

献血は、一人一人の善意の積み重ねによって成りたつていくもので、一五才以上の健康な方であればなたでも気軽にすることができ三分間程でおわります。

不幸にして、手術を受けなければならぬとき、献血者優遇制度により献血手帳を提示しますと、優先的に血液を確保いたします。

また、街頭献血とあわせて、無料血液型判定を行いますので、自分の血液型わからない方は、ご自由にお出かけください。

◎七月十九日

○午前十時～十二時まで

登別温泉道南バス車庫前

○午後一時～三時まで

商工信用組合横(旧信金横)

### 七月下旬の

### 予防接種

七月下旬の予防接種を次の日程によりおこないますので、次のことを守って接種してください。

◎三種混合は四月一日より三回の接種となりました。

実施場所	時間	予 防 接 種 名				
		三種混合	破傷風	ツ反	日本脳炎	BCG
ひまわり園	1:00~1:30	7月17日		7月24日		7月26日
鷺別支所	2:00~2:30	7月17日		7月24日		7月26日
毛児童館	1:00~1:30	7月18日		7月25日		7月27日
中央公民館	1:00~1:30	7月19日	7月19日	7月17日	7月19日	7月26日
登別支所	1:00~1:30	7月17日		7月24日		7月26日
登別温泉支所	2:00~2:30	7月18日		7月25日		7月27日

◎小・中学校でツ反・BCGを受けられなかった児童生徒は必ず受けてください。  
◎体温は必ず家で計ってきてください。

◎日本脳炎は八月中旬に道外旅行や道外転出者で三才以上の希望者は受けてください。

◎料 金  
日本脳炎二回分 四〇〇円  
但し、小・中学生まで無料



### 登別市畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正

畜犬及び野犬による人畜の危害の防止を強化するため、登別市畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部が改正されます。

改正後の主な内容は、  
①犬舎を清潔に保つよう義務づけられた。  
②番犬がいる旨の表示を義務づけられた。  
③被害、加害の届出を義務づけられた。  
④番犬であっても、けい留されていない犬については掃とうすることができ(掃とう期間中)

⑤罰則規定が強化された。  
の5点です。  
特に④は、従来畜犬であることがあきらかな場合、掃とうの対象とならなかつた。放し飼いを助長させる結果となつたのを、放し飼いについてはすべて掃とうの対象となり殺処分することにより危害の防止を図ることとした。

改善措置命令に違反した場合は一〇、〇〇〇円以下の罰金等の罰則が適用されます。  
この条例は、昭和四十八年八月

一日から実施されることになり、すので畜犬飼育者は以上のことを守って十分にご注意ください。

××××××××××××××××

### 無料法律相談

が開かれます

法政大学法学会法律相談部では指導教授とともに部員による無

料法律相談を当市で実施することになりました。

相談内容は人権問題、行政に対する苦情など幅広く、秘密を守り親身になって相談になってくれます。

・とき 七月二十八日 土曜日  
午前九時から午後四時迄

・ところ 中央公民館  
(二階ホール)

### 市民のしおりのご利用を

市民の皆さんに役立てばと、市に対し東北書籍出版社から市民のしおり2万枚が寄贈されました。

市民のしおりは、市の生たちや窓口の事務内容などが一目でわかる便利なしおりです。

しおりは、すでに各家庭に配付済みですが、7月1日の戸籍法の一部改正により、戸籍手数料が変更しましたので、誠にお手数でも改正の部分に掲載いたしましたので切り抜きをし貼り付けてください。

- ◎戸籍/謄本1枚70円 抄本1通70円 諸届け出は無料
- ◎住民票/写し1通(ただし6人以上、5人増すごとに50円加算) 附票の写し1枚50円
- ◎閲覧/戸籍、住民票とも1回につき50円
- ◎火葬場使料/市内住民、無料。市外住民10才以上2700円 10才以下1800円
- ◎証明/印鑑1通100円 転出1通50円 戸籍1件70円 住民票1件50円 身分1通100円 諸税公課(1税目、1年度)50円 営業1件100円
- ◎その他/登別市全図1枚100円、都市計画図3色以下1枚500円、4色以上1枚700円